第二百二十七条第一項第六号ハ中「補足第10改訂版」を「補足第11改訂版」に改める。
第二百四十二条第二項中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改める。
第二百四十四条中「協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版」に「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第６改訂版」に改める。
第二百四十九条の次に次の一条を加える。
（緊急制動表示灯）
第249条の２　緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第63条の３第３項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第247条第１項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては前条第１項の規定を準用する。
２　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の３第４項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。
第二百五十二条第一項第二号中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改める。
第二百五十八条第二項中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に改める。
第二百六十五条の次に次の一条を加える。
（緊急制動表示灯）
第265条の２　緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の３第３項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第263条第１項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては前条第１項の規定を準用する。
２　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の３第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
一　すべての制動灯又はすべての方向指示器を使用するものであること。
二　制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第263条第２項第２号から第５号までに定める基準を準用し、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第265条第２項第２号から第４号まで及び第６号に定める基準を準用する。
三　毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。ただし、フィラメント光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。
四　他の灯火装置と独立して作動するものであること。
五　自動的に作動し、及び自動的に作動を停止するものであること。
六　緊急制動表示灯は、自動車が50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。
イ　二輪及び三輪以外の原動機付自転車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第13改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.2.23.に限る。）
ロ　二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）
七　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。
イ　二輪及び三輪の原動機付自転車以外の原動機付自転車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第13改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.2.23.に限る。）
ロ　二輪及び三輪の原動機付自転車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）
３　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている緊急制動表示灯と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
第二百六十八条中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改める。
第二百八十一条の次に次の一条を加える。
（緊急制動表示灯）
第281条の２　緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第63条の３第３項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては第279条第１項の規定を、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては前条第１項の規定を準用する。
２　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の３第４項の告示で定める基準は、制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第279条第２項第２号から第５号までに定める基準を準用し、方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、前条第２項第２号から第４号まで及び第６号に定める基準を準用する。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。
３　施行規則第62条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられている緊急制動表示灯と同一構造を有し、かつ、同一位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
第二百八十四条中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改める。
別添七４・５・８・中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に「補足第16改訂版」を「改訂版」に改める。
別添九３・10・中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改める。
別添五十二４・９・６・１・中「補足第11改訂版」を「補足第14改訂版」に「補足第15改訂版」を「改訂版」に改め、次のただし書を加える。
ただし、原動機の操作装置を停止の位置に操作している時に点灯しないものであってもよい。
別添五十二４・24・８・３・１・を次のように改める。
4.24.8.3.1.　緊急制動表示灯は、50km／ｈを超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力を受けた場合にのみ作動するものであること。
4.24.8.3.1.1.　三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.2.23.に限る。）
4.24.8.3.1.2.　三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）
別添五十二４・24・８・３・２・を次のように改める。
4.24.8.3.2.　緊急制動表示灯は、次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。
4.24.8.3.2.1.　三輪自動車以外の自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第14改訂版の規則5.2.1.31.に限る。）又は協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.2.23.に限る。）
4.24.8.3.2.2.　三輪自動車にあっては、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.1.15.に限る。）
別添五十二４・24・10・２・中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改める。
別添五十三２・９・の次に次を加える。
2.10.　「緊急制動表示灯」とは、急激な減速時に灯火装置を点滅させることにより、他の交通と比較して急激な減速をしていることを、自動車の後方の他の交通に対し知らしめる装置をいう。